

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

1 【1-1】 学生の主体的学修を確立するため、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施の方針）とディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に裏付けされた学士課程教育の体系化を図り、教養教育担当教員を先導役に効果的・効率的なアクティブ・ラーニングを専門教育へ浸透させ、授業科目の 50%以上をアクティブ・ラーニングに転換する。

- ・ 【1-1-①】 各学部において、学修成果の可視化（学生ポートフォリオ）におけるデータ活用を促進するとともに、学生の主体的学修習慣及び確固たる学士力を育成するために、教養・専門教育改革として既存カリキュラムの検証及び改善の PDCA サイクルを回す。

2 【1-2】 学部ごとのミッションとディプロマ・ポリシーで明示した学士の資質を保証するため、ルーブリック（達成度を判断する学修基準）等の客観的データを用いた成績評価基準に基づき成績評価を厳格化する。

- ・ 【1-2-①】 学部ごとのディプロマ・ポリシーで明示した学士の資質を保証するため、各授業の達成度評価に対する点検・評価により、成績評価の厳格化を図るとともに、卒業認定に資する総合評価基準を確立する。

3 【1-3】 留学生の受け入れや日本人学生の留学の機会を拡大させるなど学士課程教育のグローバル化に対応するため、平成 31 年度までに全学部にクォーター制を導入する。

- ・ 【1-3-①】 各学部の方針及び状況に応じたクォーター制を導入し、その教育効果や課題について、授業アンケートなどを通じた能力修得状況確認及びカリキュラム編成・内容などの確認を行う PDCA サイクルを実施するとともに、グローバル化に対応した多様な学びの環境を整備する。

<大学院課程>

4 【2-1】 教職大学院において、高度な実践的指導力を備えた教員を育成するため、実務家教員と研究者教員、教科専門教員と教職専門教員といった異なる特性を持つ教員でのチーム・ティーチングによる、教育現場の課題に即した実践力や教科指導力の向上を図るカリキュラム及び組織の充実を図り、教職大学院修了者（現職教員を除く）の教員就職率 90%を確保する。

- ・ 【2-1-①】 教育現場の課題に則して教育実践力や教科指導力向上のためのカリキュラムと組織の充実策を実施する。また、教職大学院の教員就職率 90%確保のため、教師教育に関する活動や他の方策（例：小論文、面接、教科に係る教員採用試験の対策等）を実施し、それらの内容を分析し、改善策を策定する。

5 【2-2】 修士・博士前期課程において、高度専門職業人としての実践的問題解決能力や国際性を育むため、モジュール化を含むコースワークを導入し、大学や研究科の枠を越えた高度な専門的知識等を体系的に修得させる学位プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【2-2-①】熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中核に研究科の枠を超えた卓越大学院プログラムの実施により、さらに、グローバルヘルス領域において幅広い教養、学際性と専門性を兼ね備えた人材を育成するための分野横断的な教育を推進する。
- ・【2-2-②】医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻で、「大学の世界展開力強化事業（ロシアとの大学間交流形成支援）」において、災害・被ばく医療科学分野における日ロ両国及び世界の専門家育成を図るため、引き続き学生及び教員の交流を拡充する。「放射線防護学」などの講義に加え、「長崎大学川内村実習」や「福島県立医科大学救急医学実習」等の実習科目の共修、単位互換を通じて、北西医科大学（ロシア）とのダブル・ディグリー制度の構築を目標に取組を進める。（【3-2-①】再掲）

6【2-3】博士・博士後期課程において、グローバルリーダーとしての能力を有する人材養成を推進するため、体系的なコースワークの導入や幅広い分野を統合した教育と「熱帯医学・感染症分野」、「放射線医療科学分野」、「海洋生物資源・水環境分野」などにおける強み・特色を生かした独創的な研究活動を通じた一貫した学位プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【2-3-①】グローバルな環境で活動できる専門性と国際性を身に付けた熱帯病・新興感染症制御に資する専門家を育成するため、医歯薬学総合研究科博士課程リーディングプログラムで得られた成果を活かし実践的な教育プログラムを実施するとともに、卓越大学院プログラムに対応した教育プログラムを実施する。
- ・【2-3-②】海洋を多角的にとらえる視座を得ることができる人材の育成に貢献するため、水産・環境科学総合研究科及び工学研究科において、博士前期課程及び博士課程（5年一貫制）の学生を対象とする両研究科横断型の教育プログラム「海洋未来イノベーション教育プログラム」を開始する。

7【3-1】熱帯医学・感染症、国際保健分野においては、グローバルな俯瞰力を備え、教育研究の推進と疾病制御の実践においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成するため、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の東京キャンパスと博士課程の設置を実現するとともに、医歯薬学総合研究科博士課程リーディングプログラムの継続体制を構築し、両研究科の有機的連携による修士と博士両課程一貫の大学院教育プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【3-1-①】卓越大学院プログラムにおいて、“世界を動かし地球規模の健康課題を解決できる真に卓越したグローバルヘルス人材”を育成するため、熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中核母体とした医歯薬学総合研究科をはじめとするグローバルヘルス領域で連携可能な研究科との先進的な学位プログラム（5年一貫制）を構築し、大学院システム改革を実行する。
- ・【3-1-②】グローバルな環境で活動できる専門性と国際性を身に付けた熱帯病・新興感染症制御に資する専門家を育成するため、医歯薬学総合研究科博士課程リーディングプログラムで得られた成果を活かし、新たに学長をトップとする意思決定組織を構築し、学長裁量による修学支援等の整備を行うなど、医歯薬学総合研究科において、実践的な教育プログラムを継続して実施するとともに、卓越大学院プログラムに対応した教育プログラムを実施する。

8【3-2】放射線健康リスク領域においては、国内外の災害時においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成するため、福島県立医科大学と共同大学院災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）を平成28年度に設置するとともに、医歯薬学総合研究科放射線医療科学専攻（博士課程）との連携体制による大学院教育プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【3-2-①】医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻で、「大学の世界展開力強化事業（ロシアとの大学間交流形成支援）」において、災害・被ばく医療科学分野における日ロ両国及び世界の専門家育成を図るため、引き続き学生及び教員の交流を拡充する。「放射線防護学」などの講義に加え、「長崎大学川内村実習」や「福島県立医科大学救急医学実習」等の実習科目の共修，単位互換を通じて，北西医科大学（ロシア）とのダブル・ディグリー制度の構築を目標に取り組を進める。

## （２）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

9【4-1】教育の質の向上に向け，PDCA サイクルによる組織的な教育を実践するため，学修達成度や学生による授業評価等の経年分析に基づいて，評価の高い授業の実践事例報告を行うなどカリキュラムや授業改善に直結するFDを実施し，授業担当専任教員の75%以上を参加させる。

- ・【4-1-①】授業アンケートや学修行動調査などの各種調査を分析・公表し，カリキュラムや授業の改善に向け問題点の共有を図る。また，より効果的な授業設計・展開に向けたFDを開催し，授業担当専任教員の75%以上の参加を維持する。

10【4-2】学修成果を把握するため，学修行動調査，ルーブリック，学生ポートフォリオなど客観的データに基づいた分析を行うとともに，平成31年度までに大学全体の評価方針（アセスメント・ポリシー）を確立する。

- ・【4-2-①】卒業時の学修成果を把握するため，学生ポートフォリオにおける学修行動調査，自己評価ルーブリック，単位修得状況など客観的データに基づいた分析を行うとともに，授業単位・カリキュラム単位及び大学全体におけるアセスメント・ポリシーを確立する。

## （３）学生への支援に関する目標を達成するための措置

11【5-1】本学の戦略に基づき，地域創生の志を持つ学生等を対象とした新たな奨学金制度を創設するなど，経済支援の取組を実施する。また，学生のキャンパスライフの質的向上を図るため，課外活動・福利厚生施設の施設・設備の整備及び利便性やサービスを向上させる。

- ・【5-1-①】特に学業優秀な卓越した学生に対する授業料免除の運用を開始し，2年目となる給付奨学生（日本学生支援機構）については，更なる支援・指導を行う。また，修学支援事業基金については，継続して募集を行う。
- ・【5-1-②】学生に対する支援の評価も含めて，設問項目を再度検討し，学生生活調査を実施する。

12【5-2】平成27年度に設置したキャリア支援センターを拠点として，キャリア教育，就職相談及び指導助言等を充実させ，就職率を向上させる。また，学生の自主的社会的活動支援組織である「やってみゅーでスク」とともに新たに学生のインターンシップ先の開拓等の支援に取り組む。

- ・【5-2-①】キャリア支援センターを中心として，引き続きキャリア教育科目を充実させるとともに「やってみゅーでスク」等と連携し，県内を含めた学生のインターンシップ先の開拓等に加え，学生のインターンシップへの参加促進に取り組む。

13【5-3】障がいのある学生に平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため，「障害者の権利に関する条約」の精神及び本学の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規

則」で示した方針に基づき、相談・サポート体制等の充実と修学支援備品の拡充に取り組む。

- ・【5-3-①】引き続き、各部局と連携し留学生を含む障がいのある学生への修学支援の推進・充実を行うとともに、教職員、学生及びアクセスサポーターへのFD・SD・講習等の実施及び修学支援備品の拡充に取り組む。さらに、障がい学生支援に関して、九州地区国立大学と情報を共有しながら、新たに高大連携に取り組むことにより、サポート体制を強化する。

#### (4) 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置

14【6-1】カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程の実施に際して入学者に求める学力及び入学者選抜の評価基準・方法を明確にしたアドミッション・ポリシー（入学者の受入方針）を整備し、平成29年度までに社会に周知する。

- ・【6-1-①】入試改革に沿って学部のアドミッション・ポリシーの見直しを更に行い、公表する。

15【6-2】入学希望者の学力を多面的・総合的に評価・判定するため、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性等を測る知識偏重ではない多元的評価の方法を開発し、平成32年度までに導入する。

- ・【6-2-①】入学希望者の学力を多面的・総合的に評価・判定するための多元的な評価方法の具体化に向け、前年度に完成したテスト作成のスタンダードに基づくトライアルテストの実施及び協力高校教員等へのアンケート等を通じた分析を行い、テスト及び実施方法のスタンダードを確立する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

16【7-1】研究レベルを一層向上させるため、熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究成果が期待できる分野に対して、機能強化のための予算を重点配分し、特定分野（熱帯医学、血液学他）における論文数、被引用数、Top10%論文割合、国際共著率の国内上位ランキング、及び特定分野（寄生虫学、感染症内科学、放射線・化学物質影響科学他）における科研費新規採択件数上位ランキングを維持する。

- ・【7-1-①】引き続き、熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究成果が期待できる分野に対して、機能強化のための予算を重点配分するとともに、研究分野ごとの論文数、被引用数、Top10%論文の割合、国際共著率の国内上位ランキング等を評価する。

17【7-2】新たな強み・特色となる研究分野を醸成するため、発展の期待できる研究課題や若手研究グループを公募により選定し、重点研究として学長裁量経費による支援を行う。これらの研究課題を推進力として、IF（impact factor：雑誌論文の引用状況を通じて利用状況を推測する指標）付き論文誌への掲載論文数を760/年（平成22～25年の平均）から860/年に、過去3年間に発表した学術論文の年間被引用数を平成25年の5,500（平成22～24年の論文を対象）から6,300に増加させる。

- ・【7-2-①】中間評価に基づいた重点研究課題への支援を実施するとともに、若手研究グループに対する支援を行う。
- ・【7-2-②】インパクトファクター（IF）付学術誌に掲載される論文数及び被引用数並びに大型外部資金獲得件数の増加のため、引き続き、URAによる大型予算の募集情報発信、応募支

援及び論文作成支援を行う。

18【8-1】「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4施設）整備に係る国の関与について」（平成28年11月17日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）に基づく国の関与を踏まえるとともに、国内研究機関及び地域との緊密な連携を通して、「高度安全実験（BSL-4）施設（仮称）」を中核とした感染症研究拠点の形成を推進する。加えて、新興感染症等の学術研究や、感染症制圧に貢献できる人材育成を担う世界トップレベルの教育研究拠点機能の充実を図る。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【8-1-①】感染症共同研究拠点実験棟（BSL-4 施設）の設置・運営に向けて、地元住民等の理解を得つつ、建設工事を進めるとともに、施設の安全性確保に向けた安全管理マニュアル等の検討を進める。

## （2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

19【9-1】若手研究者のテニユア獲得を支援するため、優秀な特別研究員等を日本学術振興会採用期間終了後も本学研究員として一定期間雇用する制度を構築する。

- ・【9-1-①】優秀な特別研究員等を日本学術振興会採用期間終了後も本学研究員として一定期間雇用する制度の平成 32 年度施行に向けて公募要領等を再度学内に周知するとともに、第 4 期中期目標期間以降も同制度が継続できる仕組みを構築する。

20【9-2】先導生命科学研究支援センター、先端創薬イノベーションセンターの機能強化を図るなど研究支援体制を整備し、新規導入機器の使用頻度（22～26年度3,026回：平均605回/年）、創薬・機器開発シーズ（26年度11件）のそれぞれを50%増加させる。

- ・【9-2-①】集約された創薬機器の活用により、先導生命科学研究支援センター及び先端創薬イノベーションセンターの機能強化を図るとともに、既に構築している両センターの研究支援体制を利用して、新規導入機器の利用促進、新たな創薬シーズの発掘及び創薬の実質的支援を行う。

21【9-3】外部研究資金の獲得及び大型研究プロジェクトの運営支援強化に向け、優秀なURA（リサーチ・アドミニストレーター：大学等における研究マネジメント人材）を採用するため、常勤化を実現するなどURA組織におけるキャリアパスを構築する。

- ・【9-3-①】平成 30 年度に策定した給与体系及び退職手当の骨子に基づき、URA を含む戦略職員に適用する年俸制等の規則を整備するとともに、URA 組織の体制を強化、整備する。

22【10-1】多様なワークスタイルを実現するため、PDCAサイクルに基づいた日常業務の改善とともに業務の見える化をめざした働き方の見直しをおこない、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、育児休業からの円滑な復帰策の構築等、研究力向上につながる研究環境を整備する。

- ・【10-1-①】引き続き、PDCA サイクルに基づく日常業務改善のための働き方見直しプログラム、ライフイベントサポートとしてコンサルティング、研究支援員配置を実施するとともに、リスタートアップ研究費支給、学内保育園の運営を充実させる。

23【10-2】介護コンシェルジュを中心に、関連機関・介護施設・地域包括支援センター等と連携し、介護者の孤立を防ぐための交流の場を設けると共に、介護者の心身の支えとなるボランティア人材を育てるなど、仕事と介護の両立を可能とする仕組みを構築する。介護コンシェルジュは学内では介護者・介護リスク者に個別対応を行う。

- ・【10-2-①】各キャンパスに置く相談窓口において、介護に関する個別相談体制を維持するとともに、長崎県、長崎市及び医師会等との地域連携体制を活用しながら、引き続き、各キャンパスで仕事と介護の両立に関するワークショップの開催並びに学生、教職員及び地域の人々を対象とするケアラーサポーター育成研修を実施する。

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

24【11-1】被爆地長崎の大学として、核兵器廃絶研究センター（RECNA）を中心に、「世界の非核化及び北東アジアの包括的な安全保障と非核化」の実現に向けた政策提言を行うとともに、地域密着型シンクタンクとして社会の要請に応える情報発信を行う。

- ・【11-1-①】北東アジアの非核化を目指す「ナガサキ・プロセス」の一環で、日本政府に対し政策提言を行うために、日米韓の三極を軸にした専門家会合を年度前半に開催する。その成果を踏まえ、本学主催の「北東アジアの平和と安全保障に関するパネル（PSNA）」の政策提言機能を高めるため、国内外専門家と協力し、ワーキングペーパーを発表する。
- ・【11-1-②】出版事業では、J-PAND を定期刊行するとともに、内容の質的向上を図るために、外国人エディタと契約する。RECNA 叢書の発行も継続する。

25【11-2】学校教育・離島教育支援事業、高大連携・接続事業、教員免許状更新講習事業など地域教育関連事業推進のコーディネート機能を強化するため、「地域教育連携・支援センター」と教育学部附属の「教育実践総合センター」及び産学官連携戦略本部の「生涯教育室」の分散した組織を統合し、全学組織とした「地域教育総合支援センター（仮称）」を平成29年度までに設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-2-①】サテライト・オフィスの活動を更に充実させるため、五島市及び松浦市の教育委員会との協議会を開催し、本学と当該教育委員会が相互に教育研究資源を提供しあえる新たな事業を立案する。
- ・【11-2-②】長崎県における大学間の単位互換制度（NICE キャンパス長崎）を活性化するため、大学間で提供できる授業科目の e-learning 化を推進する。

26【11-3】地域のニーズに応え地域社会の活性化に貢献するため、「道守」人材養成、「海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生」「法医（歯）学専門家育成」事業など、教育、保健・医療・福祉、経済等の実践的な知識・技術・技能・指導力を身に付けた地域人材を育成する教育プログラムを充実する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-3-①】「道守」人材養成「海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生」「法医（歯）学専門家育成」の教育プログラムのほか、各部局において、実践的な知識・技術・技能・指導力を身に付けた地域人材の育成と社会人や企業のニーズに応じた、各教育プログラムの充実を図り実施する。

27【11-4】五島沖海洋エネルギー実証フィールド指定と連動し、実証フィールドと東シナ海を活用した海洋エネルギー、海洋生物資源及び水環境に関する学際的な研究開発体制と人材育成プログラムを、本学を中心に産学官連携で構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-4-①】海洋エネルギー、海洋生物資源及び水環境に係る産学官連携研究を推進するため、研究成果の積極的な情報発信と共同研究課題の発掘に取り組む。
- ・【11-4-②】海洋に関する実践的能力を備えた人材を育成するため、関連の研究科と連携し海洋未来イノベーション教育プログラムを開始するとともに、新たな大学院学位プログラムの構想を取りまとめる。

28【11-5】卒業生の地域就職率を向上させるため、地域に根ざした教育プログラムや地域と連携したキャリア教育を展開するとともに、専門知識・技術に止まらず、協働力、コミュニケーション力、論理的思考力等を含む社会人基礎力など、地域産業が待望する多面的資質を涵養する教育カリキュラムを開始する。また、産学官協働の枠組みにおいてソーシャル・ビッグデータを活用する「地方人材育成プラットフォーム」を創出する。

- ・【11-5-①】地方創生推進本部及び ICT 基盤センターを中心に、産学官連携により構築し実施しているソーシャル・ビッグデータを活用した「地方人材育成プラットフォーム」を更に拡充する。また、地域と一体となって長崎県内への就職率向上に取り組み、地域及び企業が必要とする人材を養成する教育プログラムを実施する。

29【11-6】保健・地域医療・福祉の分野で学生教育から社会人教育まで継続する医療人材育成体制の下、へき地で研修する研修医などを増加させることによって、地域医療の再生支援を行うと共に、医療イノベーションの創出を目指した多分野ネットワークを構築する。

- ・【11-6-①】地域医療の再生支援と医療イノベーションの創出に向け、地域医療協働センターと地域包括ケア教育センターが連携し、人材育成ネットワークを稼働させる。
- ・【11-6-②】五島市の健診情報、医療情報、介護情報、調剤情報を連結させ、統合ビッグデータの二次利用体制を確立させるとともに、開発したシステムパッケージを全国的に横展開し、医療イノベーションを具体化する。

30【11-7】関係機関と協働して子供の心の問題に対する支援を行うため、医療、教育、行政のネットワークの中心となる「子どもの心の医療・教育センター」を平成28年度に設置し、巡回支援等のアウトリーチ活動や研修等を行うとともに支援体制を整備し、子どもの心のエキスパートの地域人材育成を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-7-①】「ながさき子どもの心の支援ネットワーク」の充実と長崎県内の教育機関へのアウトリーチ活動を行う。また、子どもの心のエキスパートの地域人材育成のため、職業実践力育成プログラムの募集定員を拡大して実施するとともに、医学部・教育学部共同教育プログラムを開始する。

31【12-1】福島県における復興支援と地域再生に向けた人材育成と帰還帰村支援を強化するため、福島未来創造支援研究センターを中心に、各種教育研究拠点との連携・共同による教育・人材育成、健康増進、放射線リスクコミュニケーション、環境モニタリングなどの包括的地域再生事業の取組を実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【12-1-①】引き続き、福島未来創造支援研究センターを中心に、川内村、富岡町の復興推進拠点を活用した放射線リスクコミュニケーション、環境モニタリングなどの包括的地域再生事業の取組を実施する。また、福島県立医科大学との災害・被ばく医療科学共同専攻における国内外の人材育成に努めるほか、福島大学や東日本国際大学との包括連携協定に基づく関連事業を推進する。

32【13-1】研究成果の技術移転を推進するため、学内の最新シーズを発掘してシーズ集を更新するとともに、主要展示会への出展及び企業訪問を行うことにより研究成果を積極的に発信し、地元企業との共同研究実施数を第2期中期目標期間最終年度に対し10%増加させる。

- ・【13-1-①】学内の最新シーズの発掘活動、シーズ集の更新、主要展示会へ出展、企業などとの面談を通じて、新たな産学連携マッチングを行う。また、地元企業に対して企業訪問を行い、研究成果を積極的に発信するとともに、地元企業等向けに作成した「長崎大学産学連携研究シーズ集」の活用等により企業ニーズと研究シーズとのマッチングに努め、地元企業

との共同研究実施数を48件以上とする。

33【13-2】地域創生に資するため、行政関係者、商工団体関係者等との連携に向けたプラットフォームを構築し、地域産業・企業の経営改善、新規起業等の支援数を第2期中期目標期間最終年度に対し10%増加させる。

- ・【13-2-①】行政関係者、商工団体関係者等を客員研究員として新たに本学に受け入れることにより、地域産業・企業の支援体制の強化を継続するとともに、地域創生連絡協議会（行政関係者、商工団体関係者等と連携した地域創生に係るプラットフォーム）の活用に加え、金融機関との連携も図り、地域産業・企業の経営改善、新規起業等の支援数を前年度から増加させる。

#### 4 その他の目標

##### （1）グローバル化に関する目標を達成するための措置

34【14-1】学生の英語力の向上とともに海外派遣の拡充を図るため、学術交流協定に基づく単位互換の活用、外国語での授業数を平成25年度の実績値である1.8%を倍増させるなど、多様な学びの機会を提供する。特に、学部横断型プログラム等の導入によって、日本人学生の留学経験者の割合を平成25年度の実績値である学部2.9%、大学院3.8%をそれぞれ2.5倍以上とする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【14-1-①】単位互換制度を利用した留学先増加に向けて、引き続き学生交流に関する覚書締結先を増加させるほか、新たに部局が企画する派遣プログラムを予算面で支援することにより、日本人学生の留学経験者を増加させる。また、英語力の向上と海外志向の学生を育成する取組である学部横断型特別教育プログラムの受講生を増加させるため、プログラム内容の改善継続とともに周知時期を早めるなど広報を充実させる。上記の取組により、多様な学生支援を充実させる。

35【14-2】平成26年4月に新設した多文化社会学部において、卓越した英語運用能力と多文化社会をリードする人文社会科学の資質を兼ね備えたグローバル人材を斬新かつ特色ある入試・カリキュラム・学生指導を通じて先駆的に育成し、グローバルに事業を展開する国内外の企業や国際機関等へ輩出及び大学院へ進学させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【14-2-①】多文化社会学部において、「英語カフェ」など英語力強化のための課外指導を継続し、卒業時の英語力達成目標を達成させる。
- ・【14-2-②】海外への中長期留学を推奨・支援し、グローバルな知見を修得させるとともに、就職ガイダンスや仕事セミナー、海外インターンシップ並びに進学説明会等を通じて海外展開する国内外の企業等への就職及び大学院進学への興味・関心を引き続き喚起する。

36【15-1】キャンパスの国際化を図るため、海外留学経験や高度の語学運用能力を有するなどグローバル化に対応できる職員を平成25年度の実績値である2.2%から3.5倍以上に増やして留学生の支援や学術交流協定校などとの国際交流を活性化させるとともに、外国人教員等の割合を30%に増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【15-1-①】海外教育研究機関との交流を通じたグローバル化を推進するため、学術交流協定校等との学生交流、研究者交流及び国際セミナーの開催を学内公募事業により予算面で支援する。また、海外からの問合せに英・中・韓の言語で迅速に対応可能な体制を整備して交流の促進に繋げる。

37【15-2】留学生の増加を図るため、短期日本語研修など多様なニーズに対応できる教育プログラムを策定するとともに、留学生の包括的な生活支援や長崎留学生支援センター等の機能



を強化し、留学生の割合を平成25年5月1日現在の4.5%及び平成25年度通年の7.0%からそれぞれ1.5倍以上とする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【15-2-①】留学生の受入増加を目的に、学術交流協定校のニーズに対応する短期受入プログラムの立案と実施、留学生の利便性向上のための申請書類等の日英二か国語併記、留学生用宿舎の充実対策等に取り組む。さらに、日本での就職を希望する留学生のための就職情報の収集・提供及びインターンシップ参加機会を増やす。

38【16-1】海外教育研究拠点と国際交流推進室等を積極的に活用し、これらの機能強化を図るとともに、医療・環境・工学・水産海洋分野等に係る教育研究を海外で実施するほか、国際機関や各省庁、民間組織、福島県等と連携して、国際貢献に資する取組を実施する。

- ・【16-1-①】海外教育研究拠点及びフランス放射線防護評価研究所(CEPN)への常駐スタッフ配置により支援体制を維持し、国際プロジェクトを継続する。さらに、CEPNでの災害・被ばく医療科学共同専攻学生の短期研修を実施し、教育のグローバル化を図る。
- ・【16-1-②】広島大学・長崎大学・福島県立医科大学による放射線災害・医科学研究拠点を活用し、チェルノブイリにおける甲状腺がんをはじめとする放射線誘発がんの発症メカニズム解明に向けた共同研究を継続し、チェルノブイリをフィールドとした国内外の研究者との共同研究を推進する。
- ・【16-1-③】国際協力機構(JICA)によるベトナム・カントー大学プロジェクトの支援を継続し、カントー大学交流推進室等の拠点を活かした環境保全分野における学生参加型の教育研究プロジェクトを行うほか、ベトナムの近隣国における国際保健(グローバヘルス・エコヘルス)を意識した学際的研究体制構築を支援する。また、ケニアにおけるロボコンに対する支援を継続する。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

39【17-1】地域住民から信頼を得られる医療人を育成するため、指導医とマンツーマンによるプライマリ外来研修を通して、総合的に患者を診る教育を、平成31年度までに医科初期研修医全員に対して行う。また、平成31年度までに、医科初期研修医及び新規採用看護師全員に対し、オリエンテーションに組み込む等して、ワークショップを通じたチーム医療の向上教育を行うとともに、指導者の育成教育も併せて行うものとし、指導医講習会を開催し臨床経験7年以上の医師のうち受講済者を50%以上。看護師については、翌年度実地指導予定者のうち、未受講者の受講率を50%以上とする。

- ・【17-1-①】平成32年度の初期研修プログラム改定に向けて、たすきがけ研修病院や協力施設の見直しを行うとともに、スムーズな新専門医制度への移行を図る体制を構築する。また、新人医師・看護師のチーム医療教育を充実させ、災害時を想定した研修会を実施する。

40【18-1】地域で安心して分娩ができるように母体・胎児集中治療管理室(MFICU)の設置に向けて長崎県との協議により、受入体制の強化を図り、新生児受入を第2期中期目標期間最終年度と比較して増加させる。

- ・【18-1-①】長崎県と引き続き連携を図りながら、人材育成及び医療機器等の整備を行い、総合周産期母子医療センターを開設する。

41【18-2】高度急性期ないし急性期を担う特定機能病院として、地域病院との役割分担を明確にし、医療政策プラン及び教育政策プランを策定する。

- ・【18-2-①】引き続き、「長崎大学病院 公的医療機関等 2025 プラン」(医療政策プラン)に

基づき、特定機能病院として、今後地域において担うべき本院の役割等について長崎県と調整を進める。長崎医療人育成室(N-MEC)(教育政策プラン)の派遣制度の充実及び活用を広めるために、支部の新設を行うとともに、既設の支部には派遣人数の増加を図る。

- ・【18-2-②】引き続き、臓器移植希望者への院内コーディネーターを中心とした登録作業を推進する。

42【18-3】高度被ばく医療支援センターと原子力災害医療・総合支援センターの2つの国の指定に沿った被ばく医療活動を推進する。

- ・【18-3-①】原子力災害時の医療支援体制の構築を目的として、原子力施設立地県等の原子力災害拠点病院が有する原子力災害医療派遣チームへの専門研修を実施するとともに、国や自治体(原子力施設立地県等)が主催する原子力防災訓練に参加する。また、国内の原子力災害医療の中核的人材を育成するための研修を主催する。さらに、他の高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターとの連携強化を目的として、定期的に会議等を実施する。

43【18-4】海外への医療教育協力を推進させるため、国際医療協力を推進し、ミャンマー、カザフスタン、ジョージアなどで診療指導を行うとともに、海外からの医師の受入れを増加させる。

- ・【18-4-①】引き続き、多言語版国際医療センターHPの改修及び実績データの更新を通じて国際医療センターの発信力を強化する。また、一般診療領域、先進医療領域を含めた外国人医師及び医療従事者の研修受入数並びに海外への医師派遣数の増加に努め、国際医療協力を推進する。

44【19-1】先進医療を更に充実させるため、現在症例収集中を含めて新たに5件の承認を得る。また、検査結果の精確さの向上と臨床的に良質な検査の施行による対外的な信頼性を高めるため、倫理性・透明性の確保された臨床研究を推進し、臨床検査においては、平成29年度までに国際規格ISO15189認定を取得する。

- ・【19-1-①】先進医療を充実させるための情報収集・発信を定期的に行いつつ、積極的に申請を行うための取組を継続していく。
- ・【19-1-②】臨床研究法に沿った臨床研究を推進するため、研究者に対し、研修会を行うとともに、研究計画書及びその他臨床研究審査委員会に伴う書類作成の支援を行う。また、質の高い研究が行われる環境整備のため、研究支援体制を整備し、モニタリング数を増加させる。
- ・【19-1-③】ISO15189による検査技術の開発と品質管理活動の継続によって、従来構築してきた組織・細胞バイオバンキングシステム及びCPC運営体制のさらなる充実を図り、移植・再生医療分野の研究・開発支援を推進する。

45【20-1】効率的病院経営により病院の収益等を改善させるとともに、特に地域医療連携を拡充し、地域に密着した病院経営につなげ、病床稼働率88%以上、患者紹介率70%以上、逆紹介率80%以上とする安定的な経営収益を維持する。さらに、地域医療ネットワーク「あじさいネット」の拠点病院数を10施設増の37施設に拡充し、病病連携、病診連携を活性化させる。

- ・【20-1-①】地域の医療機関との連携を引き続き強化し、安定した初診患者の紹介・逆紹介を維持する。また、診療科ごとに初診患者数及び新入院患者数の目標値を設定し、定期的なモニタリングの実施とヒアリングを通じてフィードバックを繰り返す取組を継続していく。

併せて、長崎県内の拠点病院に対し「あじさいネット」への情報提供病院としての参加を呼びかけ、平成31年度中に拠点病院1施設の新規参加を加え拠点病院合計37病院を目指すとともに、「あじさいネット」が利用できる医療機関10施設の新規参加を加え参加医療施設合計390施設を目指す。

### (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

46【21-1】多様な子どもたちの受入れを行いつつ、教育学部や教育委員会と連携して、子どもの課題発見・解決力向上を目的とした主体的・協働的な学習による先進モデル授業の研究や、インクルーシブ教育推進を目的とした発達障害等の特別な支援を要する児童生徒の教育研究を実施するとともに、複式教育におけるICT活用や外国語活動など長崎県の教育課題に対応する教育研究を実施する。

- ・【21-1-①】多様な子どもたちの受入方針に基づく受入れを継続して実施する。また、子どもの課題発見・解決力向上を促す先進モデル授業やインクルーシブ教育について、その成果及び課題を分析して改善する。
- ・【21-1-②】長崎県の教育課題に対応するため、複式教育におけるICT活用や外国語教育等を継続して実施し、その地域展開の成果と課題を分析して改善する。

47【21-2】実践型教員に必要な資質・能力を涵養するため、教育学部・教職大学院の教育実習指導体制や教育方法の改善に不断に取り組み、理論と実践を往還した教育実習に転換する。

- ・【21-2-①】理論と実践を往還した教育実習実現のため、教育実習前後のアンケート調査を継続し、実習委員会を中心に分析を行い、指導体制や教育方法を更に改善する。

48【21-3】教育委員会との連携により、附属学校における一貫教育研究をはじめとして、子どもの確かな成長に資する先導的な教育実践研究に取り組むとともに、長崎県の教育課題に対応した研究会の開催や地域の教員を受け入れての研修などを通して、その成果を地域に発信する。

- ・【21-3-①】教育委員会・教育学部と連携した実験的・先導的な教育実践研究及び地域の教育課題に対応した研究会の実施、並びに地域の教員を受け入れた研修等の実施を通して、附属学校園における教育研究の成果を地域へ発信し、その成果の活用状況を検証する。

49【21-4】地域の教育課題等に対応した実践的教育研究力を強化するため、教育委員会との連携による課題把握を推進し、教育学部の教育実践研究推進委員会との連携・協働による教育実践研究を組織的に展開する。

- ・【21-4-①】教育委員会との連携により、地域の教育課題等を把握し、課題解決のための教育実践研究を継続展開するとともに、実践的研究開発に継続して取り組む。
- ・【21-4-②】教育学部に置く教育実践研究推進委員会との組織的な連携・協働により、教科・領域等の教育実践研究の継続展開及びその充実に向けた分析を行い、改善する。

### (4) 大学間連携に関する目標を達成するための措置

50【22-1】国立六大学（千葉大学、新潟大学、金沢大学、岡山大学、長崎大学、熊本大学）連携コンソーシアムにおいて、東京に設置した国立六大学連携コンソーシアム連携機能強化推進本部を活用し、教育、研究、国際連携等の事業を実施するなど、大学間連携による協働を実質化する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【22-1-①】「国立六大学連携による新たな国際連携モデルの構築」事業において各大学のネットワークを活用したアライアンス交流を継続するとともに、旧「留学コーディネーター配置事業」が「日本留学海外拠点連携推進事業」となり活動地域がミャンマーから東南アジアに拡大されたことに伴い、留学フェア及びアカデミック・セミナーを中心に留学生獲得に向けたリクルーティング活動で連携を継続する。また、「大学間連携を見据えた選抜方法の開発と先導的入試の導入」事業においては、引き続き事業を推進する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

51 【23-1】ガバナンス機能を強化するため、学長の諮問に応じて調査、企画立案等を行う学長室WG等の学長直轄組織を機能させるとともに、大学執行部と部局運営会議の連携を図り、機動的な大学運営を行う。

- ・【23-1-①】教育研究組織から分離した教員所属組織「学域」を自然科学領域及び人文社会科学領域についても設置し、学域長に学長が指名する教員を充てることにより、教育研究組織に対する学長のガバナンスを強化する。
- ・【23-1-②】引き続き、大学執行部が部局運営会議に参画することなどにより、部局における課題等を把握し大学運営の改善を推進するとともに、学長室WG等の学長直轄組織における答申や、IR推進本部の分析等を活用して、学長のリーダーシップの下、戦略的な大学運営を行う。

52 【23-2】経営戦略の強化を図るため、IR室において、データ収集体制を整備するとともに、分析手法を開発するなど、平成31年度までにIR機能を確立する。

- ・【23-2-①】教員の機能分担のための分析手法として、教員の活動状況分析を本格稼働し、分析結果を教員の処遇に関する基礎データとして活用する。

53 【24-1】研究者の業務特性に配慮するとともに、教育・研究業務に配慮したテレワーク等の新たな就業形態について検討し、平成31年度までに運用する。

- ・【24-1-①】育児・介護等を必要とする教員に配慮したテレワークを導入する。

54 【24-2】教育研究、管理運営等の分野で優れた見識を有する多様な人材を確保するとともに、優秀な若手、外国人を積極的に採用し組織の活性化を図るため、年俸制、クロス・アポイントメント（他大学・研究機関等との混合給与）制度等、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については、適切な業績評価体制を構築し、退職金にかかる運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき、拡充する。

- ・【24-2-①】文部科学省の人事給与マネジメント改革に係るガイドラインを参照しつつ、新たな年俸制の規則を整備し、新規採用教員に適用する。

55 【24-3】女性教員を積極的に採用し、在籍率23%を達成する。また、ダイバーシティマネジメント（多様な人材を生かす職場環境の管理運営）を推進することにより、役員及び管理職における女性教職員の在職率をそれぞれ10%以上にする。

- ・【24-3-①】引き続き、女性リーダー育成プログラム、働き方見直しプログラム、ライフイベントサポートプログラムを実施し、女性教員の仕事と生活の両立支援から登用までの段階にサポートを行うことにより女性教員在籍率を維持するとともに、「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」に基づき各部局における女性教員増加に関する数値目標の達成に向け、各部局への働きかけを強化し、達成度確認を実施する。

56 【24-4】教育・研究の更なる実質化，高度化，グローバル化を実現するため，学内資源の再配分を戦略的・重点的に行い，学長裁量経費を拡充する。

- ・【24-4-①】安定的な大学運営のため，第3期中期目標期間の人件費削減方針に基づき人件費を計画的に削減する。また，特に研究支援を充実させるため，学長裁量経費の戦略的・重点的な配分を行う。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

57 【25-1】長崎県における教員養成の拠点として小学校教員の占有率55%を確保する。また，質の高い教員を養成するため，アクティブ・ラーニング等の手法による授業実践力の育成や学校現場で指導経験のある大学教員の30%確保，複数免許取得の必修化検討，教職への動機づけ支援など実践型教員養成を実現する改革を行うとともに，平成29年度までに学生規模の見直しによる組織等再編の計画を策定する。

- ・【25-1-①】小学校教員占有率 55%到達に向けて学部内 PT（教員就職率向上プロジェクトチーム）により，小論文・面接・教科に係る教員採用試験の対策を行うほか，教員採用試験受験者を増やすための教職アドバイザーによる面談指導を行い，改善のための分析を行う。また，学部 FD 委員会によるアクティブ・ラーニング等による授業促進のための FD を引き続き開催するとともに，学校現場で指導経験のある大学教員 30%確保のための採用等を引き続き行う。
- ・【25-1-②】複数免許取得必修化のための入試・カリキュラムの整備を行うとともに，学生規模見直しのための組織再編を段階的に進める。

58 【25-2】世界に通用するトップレベルの人材育成を行うため，本学の強み・特色を活かした大学の枠を超えた連携による共同大学院を設置するなど，学部・研究科の組織等の見直しを行う。

- ・【25-2-①】医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻において，薩摩川内サテライトキャンパスを設置する。
- ・【25-2-②】情報系新学部の平成 32 年度設置に向けて，着実に準備を進める。

59 【25-3】多文化社会としての世界の持続的発展に貢献する知のプロフェッショナルを育成するため，既存の研究科の組織の見直しを行い，多文化社会学部の学年進行と連動した新たな人文社会系大学院を設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-3-①】人文社会系研究科（博士課程）の平成 32 年度設置に向けて，着実に準備を進める。

60 【25-4】経済学部では，平成26年度に学部学生定員を削減したことに伴って行った教育コース再編等の改革を引き続き展開する。さらに，グローバルな視野とイノベーションにより我が国社会をけん引する人材育成のため，「国際ビジネス教育研究センター」及び「みらい創造センター」を核に，国内外のビジネス系の大学や学部及び企業等と連携して実践力育成を志向した教育プログラムを実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-4-①】国際ビジネスプログラムとビジネス実践力育成プログラムにおいて，それぞれの参加学生を対象とする授業科目を，両プログラム学生が相互に履修可能にする。

61 【25-5】文理融合の学際組織「アジア環境レジリエンス研究センター」の機能強化により，

環境変動・自然災害・地下水汚染などの地域社会の環境課題に対する「地域レジリエンスモデル」を産学官連携で構築するとともに、環境課題解決に貢献する実践的能力を備えた人材を育成する学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムを開発・実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-5-①】島原半島地域を対象とする地域レジリエンスモデルの構築に向けた作業を産学官連携で進めるとともに、環境課題解決に貢献する実践的能力を備えた人材を育成する学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムを開始する。

62【25-6】熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究分野を有する本学の強み、特色を踏まえ、熱帯医学研究所、原爆後障害医療研究所の全国共同利用・共同研究拠点における研究を学内資源の戦略的配分等により推進するとともに、附属練習船及び環東シナ海環境資源研究センターの教育関係共同利用拠点を有効活用して、国内外の大学との単位互換による海洋教育実習プログラムを開発する。

- ・【25-6-①】熱帯医学研究所の共同利用・共同研究拠点（熱帯医学研究拠点）の展開について、熱研運営協議会（平成28年度設置）及び拠点運営協議会（平成28年度委員一新）において作成した展開構想に基づき具体的な活動を継続する。
- ・【25-6-②】熱帯医学研究所に設置したNTDsイノベーションセンターによる共同研究を推進する。また、顧みられない熱帯病（NTDs）制御のための医薬品研究開発推進拠点形成への活動を更に加速する。
- ・【25-6-③】原爆後障害医療研究所の多数の教員が専任教員として講義等を担当する長崎大学・福島県立医科大学共同大学院災害・被ばく医療科学共同専攻における人材育成を更に発展させるために、原子力発電所が立地している鹿児島県薩摩川内市の鹿児島純心女子大学と連携して、「災害・被ばく医療科学共同専攻」のサテライトキャンパスを同学内に設置し、被ばく医療科学分野の人材育成を開始する。
- ・【25-6-④】昨年度に引き続き、附属練習船では練習船教育関係共同利用の公募と高等教育機関からの応募内容に沿って決定した航海計画に基づき、共同利用航海を実施する。また、コース横断型の新たな内容の乗船実習を実施する。
- ・【25-6-⑤】環東シナ海環境資源研究センターにおいて、全国共同利用の公開臨海実習、長期滞在型プログラム及び他大学提案型のオーダーメイド型実習を継続して実施する。また北海道大学・京都大学・広島大学との水産海洋実践教育ネットワークを利用した実習の提供科目の増加や実習内容の充実を図る。さらには国際臨海実習の拡大と整備を進める。

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

63【26-1】事務組織検討WGにおいて、事務組織改革の検証を行い、機動的な業務遂行体制となるよう事務組織の機能・編成を見直す。

- ・第3期中期計画実施済み。

64【26-2】新たな業務に柔軟に対応するため、職員配置の在り方を見直し、中期目標期間中に戦略的な配置を可能とする機動的な職員数を26名確保するとともに、若手職員を調査・分析・企画立案に係る業務へ積極的に配置する。

- ・【26-2-①】「戦略的な職員配置を念頭に置いた流動定員の確保について」に基づき、新たに5名（累計16名）の流動定員を確保し、部局等の要望を踏まえた戦略的な配置を行う。また、若手職員の調査・分析・企画立案に係る業務への積極的配置についても、引き続き実

施する。

65 【27-1】 グローバル化に対応するため、研修等により事務職員の英語能力を向上させるとともに、事務職員の語学力強化と組織の活性化を推進する海外拠点を活用した新たな長期研修制度を平成29年度から実施する。また、他大学等と連携した研修を通じて能力開発を行う。

- ・【27-1-①】 新規採用職員全員に対する英語研修において、効果的な実施に向けて前年度の検証を行い、引き続き実施する。
- ・【27-1-②】 海外拠点を活用した職員研修において、今後の効果的な研修実施に向けて検証を行い、研修先の国勢を注視しつつ実施する。
- ・【27-1-③】 他大学と連携した国立六大学事務職員研修、国大協主催の研修等へ参加させることを通じて、事務職員の能力向上を促進する。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

66 【28-1】 基金を含めた外部資金を増加させるため、IR室の分析データを活用した取組を計画的に進めるとともに、自己収入増進WGにおいて増収方策を検討し、自己収入を増加させる。

- ・【28-1-①】 基金の安定的確保に向け「西遊サポーター（賛助会員）制度」を創設するとともに、基金による支援事業を開始する。また、更なる外部資金及び自己収入増加に向け、自己収入増進WGが策定した「行動計画」等を着実に実施する。

67 【28-2】 研究力、申請支援を強化し、科研費採択件数を0.55件/人に増加させるとともに、大型研究費（総額5,000万円以上）においても獲得件数を増加させる。

- ・【28-2-①】 引き続き、URAによる科研費をはじめとする外部資金の応募情報の提供、応募書類のブラッシュアップ支援や獲得セミナーの開催、英語論文書き方セミナーやワークショップ等の論文作成支援を行うとともに、これらの支援効果を検証する。

#### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

68 【29-1】 管理的経費を抑制するため、業務を恒常的に点検して業務の合理化やアウトソーシングを推進するとともに、効率的な執行を図り、一般管理費比率を毎年度、3.1%以下に抑制する。

- ・【29-1-①】 財務分析情報を周知して管理的経費の抑制を図る。さらに、管理的経費の抑制が見込まれる他大学、学内の事例を継続的に調査・検討し、段階的に実施する。

69 【29-2】 財務内容を改善するため、予算執行状況や財務分析情報を毎年度2回以上学内へ情報提供し効率的な執行を促すとともに、学内予算配分や監事との協議の場においても有効に活用する。

- ・【29-2-①】 予算執行状況や財務分析情報について、財務レポートを充実し、会議やホームページなどにより学内外へ効果的な情報提供を行う。

#### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

70 【30-1】 資産を効率的に運用するため、客観的なデータにより不効率資産の利用拡大や不用資産の処分を行うとともに、「設備マスタープラン」の更なる実質化を図り、共用機器につ

いては、計画的な更新、廃棄、新規導入を進めることにより対象機器の数を第2期中期目標期間最終年度と比較して10%増加させ、利用を促進させる。

- ・【30-1-①】 不用資産については、効率的な運用のために、リユースの学内照会、適切な処分又は貸付けなどを行う。また、共用機器については、計画的な更新、新規導入及び専用機器からの共用化等により対象数全体を前年度から増加させ、機器情報の周知及び予約システムの充実等により利用を促進させる。

#### IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

71【31-1】 第2期中期目標期間に策定した自己点検・評価結果改善サイクルによる法人評価、認証評価等の第三者評価に基づく自己点検・評価を実施するとともに、新たに部局における中期目標等の自己点検・評価を実施し、評価結果を大学運営に反映させる。

- ・【31-1-①】 平成33年度の大学機関別認証評価受審に向けて、新たな大学評価基準に沿った自己点検・評価を実施し、自己点検・評価結果改善サイクルに基づく検証及び改善を行う。

##### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

72【32-1】 大学ポートレートを活用した情報発信を行うとともに、ステークホルダーごとに大学へのニーズを把握できる会員制組織を平成30年度までに構築し、積極的・戦略的に本学の特色を訴求する効果の高い広報を実施する。また、メディアミクスを意識したネット情報展開により、大学ホームページへの海外からのアクセス数を倍増させる。

- ・【32-1-①】 メールマガジン会員に対して行ったニーズ調査の結果を精査し活用策を検討するとともに、新たに校友会の会員に対しても広報ニーズ調査を実施する。また、フォーリン・プレスセンターを経由した定期的な情報発信、英語版HPでの記事掲載頻度の増、簡便なHP更新システムの導入、動画制作、SNSの活用等により広く海外へ発信する。

73【33-1】 日本古写真の世界拠点形成するため、日本古写真を総合的に検索可能とするデータベースを構築する。また、本学で生産された学術研究成果を国内外へ積極的に情報発信し、リポジトリランキング日本10位以内を維持する。

- ・【33-1-①】 他機関との連携により、日本古写真を総合的に検索可能とする機能をグローバル・データベースに追加し、日本古写真の世界拠点の基礎を形成する。
- ・【33-1-②】 本学で生産された学術研究成果の機関リポジトリ登録を奨励し、リポジトリランキングの上位を維持する。

#### V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

74【34-1】 キャンパスマスタープランを充実させ、環境保全やバリアフリーに配慮した老朽化対策及び施設整備を実施するとともに、国の財政状況を踏まえ、坂本地区における教育研究施設の整備を推進する。また、学長のリーダーシップの下で、部局専有講義室の全学共用化、団地及び文・理系毎の共同利用スペース拠出割合の再設定等、施設マネジメントを進めるとともに、プロジェクト、共同研究等に学内資源（スペース）を戦略的に再配分し、施設資源を有効に活用する。

- ・【34-1-①】 教育・研究の基盤となるキャンパスの整備・活用を図るため、老朽化対策等キ



キャンパス整備を推進する。また、適切な維持管理を図るため、片淵団地におけるインフラ長寿命化計画（個別計画）を策定し、策定済みの文教団地、坂本団地の計画と団地間及び年度ごとのバランスや平準化等の調整等、全学的な計画とするための作業に着手する。このほか3年ごとに実施している施設利用状況調査を本年度は文教町団地について実施する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

75 【35-1】 労働安全衛生体制を充実させるため、安全教育を毎年度行うとともに、学生及び教職員の健康管理と健康増進において、メンタルヘルスチェックの実施と二次健診受診率を向上させる。

- ・ 【35-1-①】 安全衛生講座を定期的で開催するとともに、学生のメンタルヘルスチェックの対象学年の拡大、教職員に対するストレスチェック及び集団解析による職場環境の評価を行う。また、二次健診受診率 50%以上を継続させる。
- ・ 【35-1-②】 学内者を対象とした無料禁煙外来を開設し、喫煙者の減少に努める。

76 【35-2】 学生及び教職員の安全管理に対する意識を向上させるため、全学的な危機管理体制の下、安全確保に関する指針の不断の見直しを行うなど潜在リスクを分析して防止策を講ずる。

- ・ 【35-2-①】 危機管理に関する規程・マニュアルや事業継続計画について検証を行うとともに、防災訓練の内容充実、毒劇物の適正管理、管理方法の確認、化学物質の使用に関するアセスメントの実施など組織的な取組を実施する。
- ・ 【35-2-②】 学内で生じる危機事象に対して迅速かつ確実な報告体制の下、執行部によるモニタリング及び適時適切な支援等を行う。
- ・ 【35-2-③】 防犯カメラの管理運用状況を把握するなど、防犯対策の確認、改善を行う。

## 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

77 【36-1】 情報セキュリティ対策の徹底と個人情報を含む情報資産の安全管理の強化を図るため、最高情報セキュリティ責任者（CISO）を中心に情報セキュリティ自己点検制度の導入など強化対策を実施する。

- ・ 【36-1-①】 情報セキュリティ対策を強化するため、キャンパス情報ネットワークシステムを多層的な防御機能を有するシステムに更新するとともに、教職員及び学生に対する情報セキュリティ及び教職員に対する個人情報保護に係る意識醸成のための教育を徹底する。
- ・ 【36-1-②】 情報セキュリティの管理・監査体制の強化を図るため、情報セキュリティの大学間相互監査（佐賀大学、九州工業大学）を定例化する。

78 【36-2】 不正防止計画の対応状況を毎年度モニタリングし、不正発生要因に応じて内部監査の手法や事項の見直しを行うとともに、定期的な内部監査を実施する。

- ・ 【36-2-①】 不正防止計画の対応状況をモニタリングし、リスクアプローチの観点から内部監査の手法や事項を継続的に見直し、学内の連携体制も強化しつつ、内部監査を年3回、定期監査として実施する。また、資産管理を重点課題として、研究契約終了資産の現物確認を随時行っていく。

79 【36-3】 法人の公共性及び運営の適正性を確保するため、監事への情報提供等の支援体制整

備により、監事機能の強化を図るとともに、監査対象の重点化など効率的な監査を実施する。

- ・【36-3-①】監事への、懸案事項や新たな課題に関する情報提供等の支援強化により、部局に適した監査事項の重点化を図り、監査を効率的に実施する。

80【37-1】公的研究費の不正使用及び研究における不正行為を防止するため、e-learningの導入などにより不正防止及び倫理教育を強化するとともに、教育履修状況のチェック体制を整備する。さらに、不正防止計画推進室を機能させることにより、組織の管理責任体制、監査体制を強化する。

- ・【37-1-①】研究不正行為防止部門において、研究不正行為防止のための研究倫理教育履修状況を検証し、未履修者への対応を強化する。公的研究費不正使用防止部門において、e-learningシステムによるコンプライアンス教育の履修率を向上させる。また、引き続き不正防止計画推進室において、研究不正行為防止及び公的研究費不正使用防止に関する活動をチェックし、必要に応じて組織の管理責任体制や監査体制を強化する。

**VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画**

別紙参照

**VII 短期借入金の限度額**

**1 短期借入金の限度額**

4,020,425 千円

**2 想定される理由**

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

**VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

**1 重要な財産を譲渡する計画**

- ・立岩職員宿舍の土地（長崎県長崎市立岩町 201 番，1,677.94 ㎡）を譲渡する。

**2 重要な財産を担保に供する計画**

- ・附属病院の環境整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

**IX 剰余金の使途**

- ・決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

**X その他**

**1 施設・設備に関する計画**

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
----------	-----	----

(坂本) 総合研究棟改修Ⅲ〔医歯薬学系〕 (文教町) 総合研究棟改修〔工学系〕 (文教町) ライフライン再生〔電気設備〕 (坂本) 実験研究棟 (坂本) 総合研究棟改修Ⅱ〔医歯薬学系〕 (文教町他) 基幹・環境整備〔ブロック塀対策〕 大学病院設備整備 小規模改修 (坂本) BSL-4 施設付帯設備 (坂本) 感染症革新イニシアティブ〔拠点形成研究〕	総額	7,193	施設整備費補助金 (2,762)
			長期借入金 (1,500)
			(独) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (41)
			先端研究等施設整備費補助金 (860)
			医療研究開発推進事業費補助金 (2,030)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

## 2 人事に関する計画

### ○ 採用方針

年俸制について、文部科学省の人事給与マネジメント改革に係るガイドラインを参照しつつ、新たな年俸制の規則を整備し、新規採用教員に適用する。

また、女性教員の両立支援から登用までの段階において様々なサポートを行うことにより女性教員在職率を維持するとともに、「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」に基づき、部局ごとに定めた女性教員増加に関する数値目標の達成に向け、各部局への働きかけを強化し、達成度確認を実施する。

### ○ 人事管理方針

人件費管理については、引き続きポイント制による教育職員の人件費管理方式を円滑に運用する。

また、育児、介護等を必要とする研究者の働き方に関して、より柔軟な勤務形態であるテレワークを導入する。

### ○ 人材育成方針

引き続き若手職員の意欲及び能力を向上させるため、調査・分析・企画立案に係わる業務に参画させる。

(参考1) 平成31年度の常勤職員数	1,730人
また、任期付職員数の見込みを	499人とする。
(参考2) 平成31年度の人件費総額見込み	26,138百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	15,676
施設整備費補助金	2,762
補助金等収入	3,516
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	41
自己収入	34,531
授業料, 入学金及び検定料収入	4,870
附属病院収入	29,036
財産処分収入	-
雑収入	625
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,840
引当金取崩	768
長期借入金収入	1,500
貸付回収金	-
目的積立金取崩	835
出資金	-
計	64,469
支出	
業務費	49,557
教育研究経費	20,201
診療経費	29,356
施設整備費	4,303
補助金等	3,516
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,840
貸付金	-
長期借入金償還金	2,253
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	-
出資金	-
計	64,469

注)

1. 「運営費交付金」のうち, 平成 31 年度当初予算額 15,238 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 438 百万円
2. 「施設整備費補助金」のうち, 平成 31 年度当初予算額 2,516 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 246 百万円
3. 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 平成 31 年度当初予算額 3,822 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 1,018 百万円

[人件費の見積り]

期間中総額 26,138 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

## 2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	57,691
經常費用	57,691
業務費	51,284
教育研究経費	5,468
診療経費	15,066
受託研究費等	3,198
役員人件費	127
教員人件費	13,971
職員人件費	13,454
一般管理費	1,066
財務費用	189
雑損	-
減価償却費	5,152
臨時損失	-
収益の部	58,079
經常収益	58,079
運営費交付金収益	15,640
授業料収益	4,525
入学金収益	639
検定料収益	122
附属病院収益	29,036
受託研究等収益	3,509
補助金等収益	1,602
寄附金収益	918
施設費収益	55
財務収益	29
雑益	817
資産見返運営費交付金等戻入	525
資産見返補助金等戻入	445
資産見返寄附金戻入	216
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	-
純利益	388
目的積立金取崩益	233
総利益	621

注) 損益が均衡しない理由

附属病院における当期資産取得額及び借入金元金償還額等と見返勘定を伴わない減価償却費等との差額によるもの。

### 3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	69,033
業務活動による支出	56,241
投資活動による支出	5,974
財務活動による支出	2,254
翌年度への繰越金	4,564
資金収入	69,033
業務活動による収入	58,125
運営費交付金による収入	15,238
授業料，入学金及び検定料による収入	4,870
附属病院収入	29,036
受託研究等収入	3,837
補助金等収入	3,516
寄附金収入	1,003
その他の収入	625
投資活動による収入	2,803
施設費による収入	2,803
その他の収入	-
財務活動による収入	1,500
前年度よりの繰越金	6,605

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

多文化社会学部	多文化社会学科	400人
教育学部	学校教育教員養成課程	960人 (うち教員養成に係る分野 960人)
経済学部	総合経済学科 ・昼間コース ・夜間主コース	1,080人 250人
医学部	医学科 保健学科	735人 444人 (うち医師養成に係る分野 735人)
歯学部	歯学科	300人 (うち歯科医師養成に係る分野 300人)
薬学部	薬学科 薬科学科	240人 160人 (うち薬剤師養成に係る分野 240人)
工学部	工学科	1,520人
環境科学部	環境科学科	530人
水産学部	水産学科	440人
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	20人 (うち修士課程 20人)
教育学研究科	教職実践専攻	56人 (うち専門職学位課程 56人)
経済学研究科	経済経営政策専攻 経営意思決定専攻	30人 9人 (うち博士前期課程 30人) (うち博士後期課程 9人)
工学研究科	総合工学専攻 生産システム工学専攻 グリーンシステム創成科学専攻	440人 45人 25人 (うち博士前期課程 440人) (うち博士後期課程 45人) (うち博士課程 25人)
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻 環境科学専攻 環境海洋資源学専攻 海洋フィールド生命科学専攻	70人 50人 36人 25人 (うち博士前期課程 70人) (うち博士前期課程 50人) (うち博士後期課程 36人) (うち博士課程 25人)
医歯薬学総合研究科	保健学専攻 災害・被ばく医療科学共同専攻 医療科学専攻 新興感染症病態制御学系専攻 放射線医療科学専攻 先進予防医学共同専攻 生命薬科学専攻	40人 20人 240人 80人 20人 40人 102人 (うち修士課程 40人) (うち修士課程 20人) (うち博士課程 240人) (うち博士課程 80人) (うち博士課程 20人) (うち博士課程 40人) (うち博士前期課程 72人) (うち博士後期課程 30人)

熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻 72人 (うち博士前期課程 62人) (博士後期課程 10人) 長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻 10人 (うち博士後期課程 10人)
附属幼稚園	140人 学級数 5
附属小学校	588人 学級数 21
附属中学校	420人 学級数 12
附属特別支援学校	60人 学級数 9